

# 愛知県議会議員 わたらい克明の 県政ジャーナル

— 議会だより —



2013年初春号 (第55号)

発行人 わたらい克明事務所  
豊橋市舟原町155 舟原マンション203



## 政治を「期待」から「信頼」へ!

### 新春街頭



1月4日、豊橋駅東口「ココラフロント」前で恒例の新春街頭演説を行いました。豊橋市議・田原市議の皆さんと一緒に、今年一年の大勝利を決意して出発いたしました。厳寒の日でしたが、元気一杯、新年の第一声をあげさせていただきました。皆さん、ご苦労様でした。

### 知事要望

1月24日午前、大村知事に対して平成25年度愛知県当初予算編成に関する要望を三役で行いました。

公明党愛知県議員団は、当初予算の編成にあたり、景気・雇用対策の強化により「元気なあいち」をつくるとともに、命を守る防災・減災のための公共投資を計画的に実施し、安全・安心な社会の構築に向けた取組を更に進めるため、以下の通り7分野、計53項目の重点事項を「生活者優先の視点」に立ち要望しました。

①「安全・安心あいち」の推進 — 防災・減災ニューディールの推進、防災・治安・交通安全対策の強化 —

- ②「元気なあいち」へ推進 — 景気・雇用対策の強化 —
- ③「生き生きあいち」へ推進 — 高齢者・女性・子ども・障がい者の生活を守る —
- ④「支えあうあいち」へ推進 — 「孤立」から「支え合い」の社会へ —
- ⑤「エコあいち」へ推進 — 地球的視野に立った環境政策の推進 —
- ⑥「教育安心社会・あいち」の実現を — 豊かな人格形成の推進 —
- ⑦「住みよいあいち」の整備を — 生活基盤の充実強化 —

以上7分野の項目のみご紹介いたします。





### 公務員の退職金減額の一部条例改正案について

(総務県民委員会での議案の質疑応答抜粋)

【渡会克明委員】

官民較差を解消するという事で、今日の新聞にも載り、金額も出されていると、県民の皆様方も公務員はこんなもらっているのかという話になる。

昨日議案の追加で提案されて、今日この時間で決めるという、法に準じて条例改正をするということであり、ある意味仕方がないというか、非常に残念な思いでいっぱいである。

先程の説明の中で、関係職員団体と交渉を進めたとのことであるが、妥結したということでは決まっていなと思うが、何回ぐらいどのような交渉したのか、交渉の経緯を伺う。

【人事課主幹(調整・給与)】

国の法律改正が11月16日にあり、これを受けて条例の検討を行い、12月議会に条例改正案を提出するまでにあまり時間がなかったため、組合とは限られた時間の中で当局の考えを示し、11月下旬から12月にかけて6回にわたり話し合いを行った。

今回の見直しが官民調査による民間との較差解消であるということや、従前から国と同様の制度であるということと丁寧な説明をして話し合いを進めてきた。

【渡会克明委員】

申し上げたように、昨日聞いて今日で判断しなくてはいい

ない。私は性急だなという気がする。一略一

私は、政権の11月16日の解散の時に、この法律が出されて十分な議論がないままに決まって、今日ここに来るのに、非常に残念だし、反省もある意味でしている。このようなものに一緒に引きずられるのはつらいなという思いも正直ある。これは率直な思いで、本当にある程度30、40代の方というのは人生設計というものを持っているし、当然、教育費、住居費がかかると思う。住宅ローン等を組まれた方も大勢いると思う。

この3月で退職すると150万円、翌年が300万円、それ以降430万円。これは、就職する段階では、そんなことは思わなかったはずである。たぶん親御さんから言わせると、公務員は安定しているし、給料は高いしボーナスもたくさんもらえるし、退職金もあると、こういう話で入った。

それは時が変われば変わるというならば、そういうことだが、制度というのをしっかり国もそうだし、地方公務員である県もやはり見直さなければいけないし、そういうのも声を出していかなければいけないだろうと今回非常に思う。

私は幹部にも何度も言ったが、志を持って一生懸命働いている方がいる。そのことを思うとすごく人情論でいけないが非常に不びんで仕方がない。今そういった住宅ローンもなんとか返しつつも一生懸命県民の目と頑張ろうという方を見ると、残念でならない。一略一

大学を卒業して志をもって行政に勤めて、県民へのサービスということで頑張ろうという人も中にはいる。それを考えるといいのかと。法律で決まったからやるぞということではつらいものがある。安心して公務員を目指せるように、そして、公務員になった後には安心して就労意欲を持って働けるという職場づくりをして欲しい。

そのために愛知県としてできることがあるのかないのか聞きたい。さっき言ったように住宅ローンがある人もあると思うので、そういう人へのメッセージとしてどういうフォローが考えられているのか。もし厳しいとしても幹部としての決意をおっしゃっていただきたい。

【人事担当局長】

私も県の職員になって退職金をあてにして住宅ローンを組んでおり、今回の引き下げについては、うっと思つた反面、やせ我慢という言葉も頭に出てきた。我々の給与と退職金というのは、国家公務員にあっては給与法や国家公務員退職手当法、県の職員は給与条例や退職手当条例で決められている。こういった法律・条例に従って仕事をしているので、今回急な改正ではあったけれども、淡々と従ってしっかり職務を全うすると思つている。

今、委員の言われた、若い職員にも影響があるということであるが、それはそのとおりである。先程申し上げたように、給与制度そのものが国に準じているので、本県として独自にできるということはなかなか難しいものがある。一方で国に準拠しているということが、我々の勤務条件をある意味で守られている、という面もあるので、限られた選択、枠組みの中でできること、勤務条件で改善できるようなこと、ということも心掛けていくことが一番大切ではないかと思う。

本当に今回の退職手当の引き下げについてはこれまで懸命に仕事をしてきた職員にとっては大変つらいものだと思つている。ただこれは、公務員として従わざるを得ないことというふうにも思っている。

【渡会克明委員】

法律で65歳定年という定年の引き上げということが決まると、民間でも大きいところから進めているし、現実、再雇用や定年延長で対応すると思うが、是非とも公務員が一番後だということではなく、いわゆる公務員モデル、愛知モデルではないが、考えられることは考えていただきたい。

ただ単純に再任用していくということではなく、年金の乖離も出てくる。年金の支給年が1年ずつ遅れていく。その間どうやって働くのかという不安が当然出てくると思う。再任用される方がいいが、そうじゃない方も生活があるのであって、やる気はあるのであって、年がまだ若くて働けるのであって、そういう道を作ることが大事だと思つている。

そういうことをやらずして、ただ、国準拠はどうか。先ほど言ったように国とは同じではない。えいやで決まってしまうが、もうちょっと議論が必要だったと思う。いわゆる退職後の部分の働き方、均等に働く、そういう条件を整備する、確保する、こういうことについての感想はどうか。

【人事担当局長】

今年度末退職者については、年金が150万円か170万円くらいだと思つたが、退職後に出る。ところが来年度以降の退職者については年金部分が出なくなってきた、最終的に65歳まで出なくなる。一方で退職金のほうも150万円下がり、300万円下がり、430万円下がり、430万円下がり、430万円下がり、430万円下がり、生活への不安もあると思う。

こういった雇用と年金との関係について我々もどうすべきか検討しているところだが、現時点では地方公務員の取扱いについて詳細には国から示されていない。国の動向を踏まえつつ今後できるだけ速やかに、退職後の職員の生活を含め、職員が安心して働くことができるような、本県としての再任用制度をきちんと整備していきたいと考えている。

### 地域防災の担い手である 地元建設業者の育成について

(渡会克明の本会議一般質問の抜粋)

地元建設業者は非常に小さな会社であっても災害時における近隣の救援等、地域に対し大きな貢献をしています。私たち県民はその重要性を改めて認識しなければなりません。

しかし、この地域にとって非常に重要な存在である地元建設業者が厳しい状況におかれています。昨今の公共事業費の削減は工事発注件数を減少させ建設業者の受注機会を減らしています。

建設市場の規模に対して企業の数が多すぎる状況になっており、経営や雇用環境が悪化していることがうかがえます。

地元建設業者が厳しい状況にあるということは何も本県だけの問題ではなく全国的にも同様であります。本県では個々の地元建設業者と「防災協定」、「緊急維持修繕協定」、「道路雪氷協定」の3つの協定を合わせて締結していますが、県によっては既に建設業者が少なくなってきたり、災害対応や最低限の維持管理までもが難しくなっている地域があります。

このように建設産業の再生が地域維持のカギを握っているといっても過言ではありません。本県においても地域防災の担い手である地元建設業者を衰退させてはいけません。

現在大変厳しい状況にある地元建設業者の育成について、本県ではどのような取り組みをしているのか。

(建設部長答弁要旨)

地元建設業者は、災害時の緊急対応等、地域の安心・安全の確保に大きな役割を果たしており、建設部では、地元建設業者の育成と健全な発展のため、「愛知県公共工事発注方針」を定め、地元建設業者の受注機会の確保に努めております。

地元建設業者によって円滑かつ効率的な施工が期待できる工事につきましては、コスト削減にも配慮し、分離・分割発注に努めるとともに、総合評価落札方式において、地域における社会貢献活動を高く評価するなど、様々な取り組みを行っております。

さらには、近年の発注件数の減少により技術者が実績を作りづらい状況にあることから、今年度より、比較的小規模な土木工事と舗装工事におきまして、技術者の工事実績に関する評価要件を除外した、「地域II型」という特別簡易型総合評価落札方式の試行を始めたところでございます。

公共事業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、災害対応や維持管理工事などはこれからも不可欠であり、その担い手である地元建設業者の皆さんがしっかりとその役割を果たしていただけるよう、建設業界の実情も十分伺いながら、引き続きその環境作りに取り組んでまいります。

## わたちゃんの フォト・NEWS

私の所属する地球環境・総合交通対策特別委員会は、その名の通り、エコや交通対策で先進の取り組みをしている自治体に県外調査を実施しています。その様をお知らせします。



千葉県柏市が行っている、ハイブリッドカーを活用しての「カーシェアリング」を視察。



「エコ」を身近な生活の中で知ってもらおうと建設された、神奈川県川崎市の「太陽光発電施設」と「かわさきエコ暮らし未来館」を視察。



# 知ってますか?

# 春先に多いトラブル

## 事例2 引越サービスのトラブル

- 約束の日時に業者が来なかったため、予定どおり引越できなかった。
- 業者が事前に見積もりをしたにもかかわらず、荷物が積み込めず追加料金が発生した。
- 梱包等が不十分で荷物に傷がついたり、床や壁が傷ついた。



### アドバイス

- 複数の業者から見積もりを取ったり、サービス内容を尋ねるなどして、信頼のおける業者かどうか確認しましょう。
- 荷物の量が見積もり時と同様であれば、追加料金を支払う必要はありません。
- 荷物の破損などの問題が生じたら、約款等の定めにより損害を補償してもらえる場合もありますので、気づいた時点で業者にすぐ連絡しましょう。事前に見積書と約款をよく読んでおくことも大切です。

(注) 約款とは引越しの約束事(ルール)で、内容は業者によって異なることがあります。また、約款は業者が見積もり時に申込者に見せることになっています。



## 事例1 賃貸住宅を退去する時のトラブル

賃貸住宅退去時に壁紙や畳の張り替え、ハウスクリーニング代として多額の請求をされた。契約書には「原状回復費用は借主の負担」と書いてあるが、通常の使用をしていただけなのに、全額払わなくては行けないのか。

### 「原状回復費用」とは、

借主の故意・過失などの特別な使い方によって損傷した部分の修繕の費用のことです。一般的に、時間の経過や通常の使用による傷や汚れなどの修繕費用は、あらかじめ家賃に含まれており、借主の負担はありません。ただし、契約書に『特約』(例: 退去時のハウスクリーニング代は借主負担等)があれば、借主の負担になる場合もあります。

### (費用負担の具体例)

|              |   |
|--------------|---|
| 貸主負担<br>(家主) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡</li> <li>・テレビ等の後部壁面の黒ずみ(電気ヤケ)</li> <li>・クロスの変色(日照などの自然現象によるもの)</li> </ul> |
| 借主負担         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引越作業で生じたひっかきキズ</li> <li>・落書き等の故意によるき損</li> <li>・飼育ペットによる柱等のキズ・臭い</li> </ul>                       |

詳しくは国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」(平成23年8月改訂)

[www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm)

### アドバイス

- 契約書はしっかり読み、よく理解して契約しましょう。また、『特約』の部分については、借主に一方的に不利な『特約』になっていないか、確認しましょう。
- 退去の際に想定される負担額については、納得してから契約しましょう。
- 入居時と退去時には、借主と貸主が立ち会って、汚れや傷の有無の確認を写真に撮ったり、詳細を記録するなどして、明確にしておきましょう。

## 消費生活相談窓口

### 愛知県消費者ホットライン

身近な相談窓口につながります。

守ろうよ みんなを

0570-064-370

### 東三河県民生活スラザ

〒440-8515 豊橋市八町通5-4東三河総合庁舎1階

0532-52-0999

### 豊橋市消費生活相談室

〒440-8501 豊橋市今橋町1豊橋市役所東館2階

0532-51-2305

## 暮らしの相談110番

### ■ 県議会控室 ■

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話 (052) 954-6714

FAX (052) 961-2013

### ■ 事務所 ■

〒440-0813

豊橋市舟原町155 舟原マンション203

電話 (0532) 21-7200

FAX (0532) 21-7228

### ■ 自宅 ■

〒440-0028

豊橋市多米東町二丁目20番地の12

電話 (0532) 62-9633

FAX (0532) 64-4368

URL <http://www.watarai.org/>

E-mail [katsuaki@watarai.org](mailto:katsuaki@watarai.org)

◆ 県政へのご意見、ご要望など何でもお寄せください。また、法律・税務相談等もお気軽に ◆

※この県政ジャーナルは、わたらい克明の手作り新聞です。(再生紙を使用しています)